

ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和 8 年 月 日

令和 8 年 9 月 6 日執行 大阪府議会議員補欠選挙（交野市選挙区）

候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
当該選挙区におけるポスター掲示場数	箇所

（備考）

- この証明書は、作成の実績に基づいて、**ポスター作成業者ごとに別々に**作成し、「請求書」の用紙とともに候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が大阪府に支払を請求するときは、この証明書を**請求書に添付**してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、大阪府に支払を請求することはできません。**
- 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区におけるポスター掲示場数×2 枚

(2) 限度額 7 9 4 , 6 0 4 円

○当該選挙区（選挙が行われる区域）におけるポスターの掲示場数が 5 0 0 以下の場合の算出方法

$$\frac{316,250\text{円} + 586\text{円}88\text{銭} \times 138\text{箇所}（※）}{138（※）} = \text{単価} 2,879\text{円} \cdots 1\text{円未満の端数は切上げ}$$

単価 2,879 円 × 138（※） × 2 枚 = 7 9 4 , 6 0 4 円

※交野市選挙区のポスター掲示場数を 138 とした場合